

必要書類一覧（令和5・6年度申請用）

○測量等（福島県外に主たる営業所を有するもの）

No.	様式	書類名	提出部数
1	第6号	測量等入札参加資格審査申請書 (申請書裏面様式含む)	1
2		登録通知書等の写し ①申請業種に係わる登録等を受けている場合 登録等を確認できる登録通知等の写し ②申請業種に係わる登録等を受けていない場合 登記事項証明書の写し（ただし、個人の場合は身分証明書の写し）	1
3	第6号 その2	業務経歴書	1
4	別紙	対応表【取扱業務高】 (測量等に係わる登録と入札参加申込業種)	1
5	第3号 その2	技術者経歴書	1
6	第6号 その3	【該当者のみ】 技術者集計一覧表 (土木設計を申請する場合のみ)	1
7		財務諸表 (審査基準日直前2年の各営業年度分)	1
8	第4号 その1	【該当者のみ】 営業所及び委任関係一覧表	1
9	別紙	【該当者のみ】 委任状兼使用印鑑届	1
10		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書の写し	1
11		消費税及び地方消費税の納税証明書の写し	1
12		契約書、請書等の写し (申請種別毎に業務経歴書に記載の各営業年度における契約金額の大きいものを1件ずつ)	1

※ 各様式は、福島県に準じておりますので、県のHPからダウンロードしてご利用ください。

提出にあたっての注意事項

- ・ 1 から 1 2 までを番号順に A 4 判ファイル(紙製に限る)に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。(ファイルの色については指定なし。)

添付書類に関する注意事項

- 2 申請業種に係わる証明書及び登録通知書の写し
委任先を設ける場合は、委任先の登録等が確認できる書類の写しを添付すること
- ① 地上測量・・・測量法第 5 5 条の 8 の規定に基づく書類(2 年分)
 - ② 航空測量・・・〃
 - ③ 調 査・・・地質調査、補償・建設コンサルタントの登録通知書
不動産鑑定登録通知書
 - ④ 土木設計・・・建設コンサルタントの登録通知書
 - ⑤ 建築設計・・・建築事務所登録通知書
- 7 財務諸表(審査基準日直前 2 年の各営業年度分)
- ① 法人・・・貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ② 個人・・・営業用純資本額調書、収支計算書
- ※ただし、地上(航空)測量を申請するものについては、「測量法第 5 5 条の 8 の規定に基づく書類」に財務諸表が含まれているため省略できる。
- 10 法人(個人)県民税、事業税及び自動車税納税証明書(写し)
- ① 「納税証明書」は、申請日から遡って 3 ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。
例：福島市に営業所がある場合 県北地方振興局県税部(県庁東分庁舎内)
 - ② 証明事項は、法人(個人)県民税、法人(個人)事業税と自動車税とする。
審査基準日の直前 1 年間における、福島県に納付し、又は納付すべき額として確認したものとする。
※ 委任先となっているかどうかに関わらず、福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は不要です。
※ 自動車税についてリース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明書を提出してください。
- 11 消費税及び地方消費税納税証明書(写し)
- ① 「納税証明書」は、申請日から遡って 3 ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。
ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができるものとする。
 - ② 証明事項は、消費税及び地方消費税とする。
審査基準日の直前 1 年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとする。
 - ③ 納税証明書の様式は、税額の証明書(その 1)又は未納がないことの証明(その 3、その 3 の 2、その 3 の 3)とする。

○ 各様式の記入上の注意を確認してください。

○ 受付した申請書の控え等をご希望の場合は、申請書の写しと返信用封筒(切手貼付)をご用意ください。申請書の写しに受付印を押してお返しいたします。